

↳ 自社株の贈与

Q : 事業承継対策として、当社の株式を後継者の息子に贈与しようと思います。この場合、額面金額で贈与しても、税務上問題ありませんか。

A : 一時所得として、所得税の対象となります。原則的評価方法によって求めた評価額で贈与しない場合は、贈与税の課税関係が生じますので注意してください。

【解説】

親子間で自社株を贈与する場合には、その自社株評価をどうするかという問題が生じますが、親子間での贈与の場合は、財産評価基本通達に定める原則的評価方法によって評価することとなります。

原則的評価方法とは、その株式の発行会社が大会社に該当するのか、中会社なのか、小会社なのかによって異なりますが、大会社であれば、原則として類似業種比準方式、中会社の場合は類似業種比準方式と純資産価額方式との併用方式、小会社の場合は純資産価額方式とされています。

(原則的評価方法)

大会社・・・類似業種比準方式

中会社・・・類似業種比準方式と純資産価額方式との併用方式

小会社・・・純資産価額方式

類似業種比準方式とは、評価会社と業種が類似する上場会社の平均株価に比準して価額を求める方法で、純資産価額方式というのは、評価会社の正味財産に応じて評価する方法です。

